

令和 3 年 6 月 28 日現在

機関番号：23501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2020

課題番号：17K14044

研究課題名(和文) 日中比較による中国写字書法教育史の基礎的研究 中華人民共和国建国を起点として

研究課題名(英文) The Basic Research of "Chinese Calligraphy Education History" by comparison between Japan and China. with The People's Republic of China was founded as the starting point

研究代表者

草津 祐介 (Kusatsu, Yusuke)

都留文科大学・教養学部・特任准教授

研究者番号：30765160

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では中華人民共和国建国から現代に至るまでの小学校における写字書法教育について、教育法規、検定教科書等を材料に考察をおこなった。本研究を通して、現代に至る中国の写字書法教育の変遷とその背景にあるものが明らかにできたと考えている。本研究では、中華人民共和国建国当初は、識字教育との関連が強く、近年は政府による文化政策の影響を非常に強く受けていること等を文献資料をもとに明らかにした。さらに、近年の小学校でおこなわれる書法教育について、検定教科書を材料に分析をおこない、日本の書写書道教育との違いを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本課題では、日本の書写書道教育の方向性、教材の在り方、指導法等を考えるための比較対象として、中華人民共和国の写字書法教育を選び研究した点に特徴がある。さらに、現代の中華人民共和国の写字書法教育の性質等を明らかにするために現代に至る写字書法教育の歴史を研究した点に本研究の特徴がある。これまで、中華人民共和国の写字書法教育史の全体的研究はほとんどなされておらず、そこに本研究の独創性、意義があるといえる。

研究成果の概要(英文)：In this study, I examined the teaching of calligraphy-education (Xiezi-Shufajiaoyu) in elementary schools from the founding of the People's Republic of China to the present day, using educational regulations and textbooks that have been approved. Through this study, I believe that I have been able to clarify the changes in Chinese calligraphy education up to the present day and what lies behind them.

In the early days of the People's Republic of China, I have clarified Chinese calligraphy education based on the literature, that it was strongly related to literacy education. And in recent years, it has been very much influenced by the cultural policy of the government. Furthermore, I analyzed the recent calligraphy education in elementary schools using textbooks that had been approved by the government, and clarified the differences between this education and the Japanese calligraphy education.

研究分野：書写書道教育

キーワード：書写書道教育 写字教育 書法教育 文字教育 中華人民共和国の教育 中華人民共和国教育史

## 1. 研究開始当初の背景

日本の教育課程における書写に相当するものが中華人民共和国(以降、「中国」と表記)では写字であり、日本の書道に相当するものが中国では書法という呼称で呼ばれている。中国教育部が、2011年8月2日に『教育部關於中小學開展書法教育的意見』(教基二[2011]4号)を通知し、さらに2013年1月18日に『中小學書法教育指導綱要』(教基二[2013]1号)を通知した。この二つの教育法規の通知により、中国では、小学校から書法教育が始まることになった。そして、検定教科書『書法練習指導』が発行され、2015年秋学期から使用されている。

中国においては、昨今の政治的な後押しから、書法熱が急速に高まっているが、研究においては、歴史学、美術学としての書法の研究が主であり、教育学としての写字書法教育についての研究、教科教育としての研究は、ほとんどなされていないといってもいい。日本においては、中国の語文教育の一環として、写字書法教育史の研究はなされているものの、あくまで語文教育の一環としての写字分野の研究という位置づけであり、書法教育を含んでいない。中国写字書法教育の研究は、日中両国において、現在においても未開拓の学問分野であるといえる。

## 2. 研究の目的

本課題は、中国建国以降の写字書法教育について、その歴史的変遷を教育法規や教材の変遷を整理・分析することによって明らかにし、これまで未開拓であった中国写字書法教育史の構築を目指すことを目的としておこなった。

## 3. 研究の方法

その研究材料として、建国以来の教育法規や教材等の分析をその研究方法として用いた。書写書道教育が小学校、中学校、高等学校にておこなわれている日本と非常に類似する形で教育課程が組まれた隣国・中国の写字書法教育の本質をつかむことは、今後の日本の書写書道教育を考えるに当たっても重要な視座を提供してくれると考えている。

また、現代の中華人民共和国においては、教科教育学としての写字書法教育の研究価値が十分に認められているとはいいがたい。写字書法教育史の研究も同様である。本研究および今後の研究を通し、日本の書写書道教育史に対応するものとして、日中両国において未開拓である中国写字書法教育史の基礎を構築し、併せてその意義を示していきたい。

## 4. 主な研究成果

### 中華人民共和國建国期の小学校における写字教育 『小学語文課程暫行標準(草案)』『小学語文教学大綱(草案)』を中心にして

(『中国近現代文化研究』第十九号、中国近現代文化研究会、二〇一八年三月)

中華人民共和國「建国期」に制訂された小学校の写字教育に関わる教育法規には、一九五〇年八月に制訂された『小学語文課程暫行標準(草案)』(以下『課程暫行標準』と表記)と一九五六年十月に制訂された『小学語文教学大綱(草案)』(以下『教学大綱』と表記)が挙げられる。

該研究では、『課程暫行標準』と『教学大綱』によって位置づけられる中華人民共和國建国期の小学校における写字教育の特徴を考察した。さらに、中華民国期の一九三二年十一月に制訂された『小学国語課程標準』(以下『課程標準』と表記)を加えた比較考察をおこなうことにより、中華民国から中華人民共和國建国への法規上の変化についても考察した。さらに、一九五六年秋に一部地域において公布された『小学語文教学大綱草案(初稿)』(以下『教学大綱(初稿)』と表記)を取り上げ、一九五六年十月公布の『教学大綱』との比較考察をおこなうことにより、『教学大綱』の特徴をさらに明確に位置付けた。

本研究を通して明らかにできたのは次の通りである。

中華民国最後の『課程標準』から中華人民共和國建国期の『課程暫行標準』および『教学大綱』にかけて、一貫して国語・語文科に写字という教育内容は含まれていたが、その位置づけには変化が見られた。中華民国の『課程標準』では楷書、行書の写字を学び、行書、草書、俗字を覚えることになっていた。学習方法も摹写、臨写、自由写字といったものが学習内容に挙げられていた。使用する筆記用具も鉛筆から始まり、第二学年からは毛筆、第五学年からは万年筆を使用することになっていた。

中華人民共和國となり、『課程暫行標準』が制訂されると、俗字等の学習は退けられ、簡体字を覚えることとされ、伝統的な学習方法である紅描法や映摹法が否定され、毛筆は臨写による学習が推奨されるようになった。さらに写字は実用の文字を学ぶものであり、正確に、はっきりと、きれいに、速く、を目標にすべきで、美しさを重視してはいけなと明確に位

置づけられ、言語としての正確性、言語運用上の利便的な教育が写字に求められるようになった。しかし、なお第三学年から写字の授業において毛筆が使用され、碑法帖の鑑賞も学習方法として推奨されていた。

『教学大綱』では、小学校第一学年に「準備課」が新設され、識字教育も独立した教育内容として加わるなかで、写字も言語教育として識字教育と強く結びついていくことになる。中華人民共和国建国期の小学校における写字教育は、文字改革運動と連動し、識字教育と強く結びつき変化していった点が大きな特徴であるといえる。そのなかで「準備課」において、識字教学、写字教学がおこなわれるようになる。写字の学習にあたっては、田字格というマス目を用い、筆記用具については、最初は鉛筆を用い、次に万年筆を用いるようになる。毛筆は推奨されず、万年筆の準備ができない場合は毛筆を使用していいという位置づけになる。また、『教学大綱』中の説明で書体名は使用されず、伝統的な書法教育から離れ、字源に遡らず、字形に基づいて字音を教え、字義を説明するという識字教育と強く結びついた写字教育が作り上げられていくことになる。さらに、閲読、漢語、作文の授業のなかで写字の指導もおこなうとされた。

一九五〇年代半ば～六〇年代の中華人民共和国小学校における写字教育 『小学語文教学大綱(草案)』『全日制小学語文教学大綱(草案)』を中心にして

(『書写書道教育研究』第三三号、全国大学書写書道教育学会、二〇一八年)

該研究では、社会主義国家建設期に当たる一九五〇年代半ばから一九六〇年代<sup>iii</sup>の小学校における写字教育について、『小学語文教学大綱(草案)』<sup>iv</sup>(一九五六年十月制訂、以降『教学大綱』と表記)と『全日制小学語文教学大綱(草案)』<sup>v</sup>(一九六三年五月制訂、以降『全日制教学大綱』と表記)を取り上げ、当時の中国の写字教育について教育法規の比較分析を通し考察した。そして、当時の社会背景として、識字教育、文字改革運動を取り上げ、さらに『關於加強中小學學生写字教學的通知』<sup>vi</sup>(一九六三年一月制訂、以降『写字教學的通知』と表記)を取り上げた。これらによって、『教学大綱』から『全日制教学大綱』への写字教育の位置づけの変化、この時期の写字教育に識字教育、文字改革運動および『写字教學的通知』の制訂が深く関連していることを論証していきたい。

該研究により明らかになったのは、次の通りである。

建国後、『課程暫行標準』における美しく書く写字教育から、識字教育と結びつきが強まり、『教学大綱』における正しく、上手に、速く書く写字教育へと変化する。そのなかで、写字教育は、写字教育以外の学習領域で他の内容とあわせて指導するように位置づけられ、毛筆の使用が消極的に位置づけられた。その後、『教学大綱』から『全日制教学大綱』へと、語文という教科が、学びの基礎、学習活動へと繋がる基礎を教える教科として位置づけられるようになり、閲読、作文の力を身につけさせるために、識字教育と強く結びつき写字教育が再び重視されるようになった。そして、写字の配当時間も『教学大綱』から『全日制教学大綱』へと増えることになる。それとともに、『教学大綱』から『全日制教学大綱』へと、これまで最後に掲載されていた写字教育に関する記述が、識字とともに冒頭に位置づけられ、正確に、整えて、熟練して、配置配列を整えて写字をすることが目標とされ、毛筆使用による学習が第三学年から再び位置づけられ、学習段階に応じた字形学習の目標が明記されるようになった。こういった点から、『教学大綱』から『全日制教学大綱』へと、写字教育がより重視されるようになったことが読み取れる。

では、『教学大綱』から『全日制教学大綱』へと写字が強化された要因は何だったのか。本稿では、中国政府が推進していた識字教育政策と文字改革運動における簡化字の普及がその社会的背景であると論証した。さらに、『全日制教学大綱』における写字教育重視の動きと連携した『写字教學的通知』の制訂は、『全日制教学大綱』における写字教育重視の動きを助け、補うものであると結論づけた。

小学校教育において、非識字者をそれ以上増やさないように簡化字を用いた識字教育をしっかりと実施し、その識字教育において、正確に、整えて、熟練して、配置配列を整えて書く教育という役目を写字教育が担わされることにより、写字教育が重視されるようになっていったというのが一九五〇年半ばから一九六〇年代の写字教育であると結論づけたい。

『中小學書法教育指導綱要』通知以降の中国における写字・書法教育の動向について 関連法規の分析を中心として

(『書写書道教育研究』第三一号、全国大学書写書道教育学会、二〇一六年三月)

該研究においては、『中小學書法教育指導綱要』通知後の写字・書法教育の動向について、通知後の各省における広がりについて、河南省を例にして確認し、入学試験への写字・書法教育の影響を考察し、さらに『中小學書法教育指導綱要』通知後の関連する諸法規を論証の材料として取りあげ、それら関連法規の分析を通して、現在の中国の写字・書法教育がどのような性質のものになってきているのか。そして、社会がどのように写字・書法教育を受容してきているかを考察した。

本研究で明らかにできたのは次の通りである。

従来、校長責任制が導入されている中国において、写字・書法教育の学校教育への導入は校長の資質による傾向が強かったと考えられていたが、『中小學書法教育指導綱要』以降、国家主導による書法教育の義務教育課程への導入という動きに変わった。そのことは、諸法規の通知の動きや児童・生徒への評価への導入、入試への影響という点からも明らかである。

さらには、国家の教育方針が、応試教育から素質教育へと転換したことも追い風となっていることは言うまでもない。二〇一二年より中国は、督学（視学）制度が強化され<sup>vii</sup>、政策の実施状況の調査・評価をおこなっていることもさらなる追い風となっている。すでに、中国においては、写字・書法教育を実施するかどうかという段階ではなく、どういう写字・書法教育を実施していくかという段階にきている。近年、マカオの小学校、中学校、高等学校においても『中文科基本学力要求』において、「識字写字」の学習領域に書法教育の内容が取り入れられ、強化されてきているようである。<sup>viii</sup>

#### 日中比較による中華人民共和国小学校の検定教科書『書法練習指導』に関する研究

共著。中国の分析を担当。

（『書写書道教育研究』第三四号、全国大学書写書道教育学会、二〇二〇年三月）

該研究にあたっては、マクロな視点に基づき、次の方法により比較・分析し、その特質を明らかにした。

中国の十一社から発行されている書法の検定教科書間での比較・分析をおこない、教科書間に共通する特徴および特筆すべき差異について分析する。

中国の教科書間の分析によって得られた知見と日本の書写書道教育の検定教科書に共通する要素について、比較・分析をおこなう。

この比較・分析により、中国の小学校の書法教育で用いられている十一種類の現行版検定教科書である『書法練習指導』についてその特徴を明らかにしていきたい。さらに、この比較・分析作業を通し、日中間による書教育の方法論の違い、日中間における書教育そのものの捉え方の違いについて、その一端を明らかにしていきたい。

本研究にあたっては、この作業を草津が中心におこない、この作業を加藤が中心におこなった。

考察により得られた知見は次の通りである。

中国の検定教科書は、硬筆の扱いが全くないか、非常に少なく、日本に比べ日常化の意識は薄い。これは、毛筆を扱う力が高められれば、結果的に硬筆の書字力も向上するという大局的な視点に立っているからとも推察できる。

学習する教材については、日本の書写教育のようないわゆる著者による手書き教材を用いるのは、一部の版の一部段階のみであり、基本的に古典に基づき繁体字によって学習する。

段階的、系統的に学習を進めていく学習過程は、中国の教科書でも採用されており、学習過程について、日本の書写教育における方法論と非常に強い類似性が認められる。しかし、学習内容自体は日本より非常に細分化されたものを学ぶ傾向が読み取れる。

日本の書写教育は、字形指導中心から運筆指導へと力点が移りつつあるが、中国の書法教育の重点は徹底的な字形指導にある。

中国の検定教科書は、書道史・書論に関する内容が豊富であり、全体として文化教育としての性質が非常に強いものであるといえる。

<sup>i</sup> 本稿では、中華民国、中華人民共和国の写字教育を研究対象としているため、本文中においてはそれぞれ「中国」と省略せず記載する。しかし、中華民国、中華人民共和国を兼ねる場合は「中国」と通称を用いる。

<sup>ii</sup> 本研究で研究対象とする「建国期」について、『中国教育年鑑』（『中国教育年鑑』編集部、中国大百科全書出版社、一九八四年九月）「教育事業、経費、労働経費の計画管理」の項で分類されている一九五〇年から一九五二年の「国民経済回復時期」と一九五三年から一九五七年の「第一回五か年計画時期」の一九五〇年から一九五七年までとして設定し、考察対象とする。

<sup>iii</sup> 『中国教育年鑑』（『中国教育年鑑』編集部、中国大百科全書出版社、一九八四年九月）では、一九四九年から一九八一年までを、国民経済回復時期（一九五〇～一九五二）、第一回五か年計画時期（一九五三～一九五七）、第二回五か年計画と国民経済調整時期（一九五八～一九六五）、第三回、第四回五か年計画時期（一九六六～一九七五）、第五回五か年計画時期（一九七六～一九八〇）に分類している。本研究での対象とする時期について、この分類に基づくならば、第一回五か年計画時期後半から第五回五か年計画と国民経済調整時期が主な対象となる。

<sup>iv</sup> 本稿では、『建国以来中小学語文教学大綱匯編（一九四九-一九八五）』（国家教委中小学教材弁公室課程教材研究所、一九八六年二月）、『語文教学大綱匯編』（林冶金主編、青島出版社、二〇〇一年九月）掲載のものを対照し訳出している。

<sup>v</sup> 本稿では、『建国以来中小学語文教学大綱匯編（一九四九-一九八五）』（国家教委中小学教材弁公室課程教材研究所、一九八六年二月）、『語文教学大綱匯編』（林冶金主編、青島出版社、二〇〇一年九月）掲載のものを対照し訳出している。

<sup>vi</sup> 内容については教育部保管の文件実物の複写物および『中国教育年鑑（一九四九～一九八一）』（中国大百科全書出版社『中国教育年鑑』編集部編、中国大百科全書出版社、一九八四年九月）掲載の抄録をもとに訳出した拙訳「中華人民共和国『关于加強中、小学学生写字教学的通知』（一九六三年一月二三日制訂）」（『東アジア書教育論叢』第五号、東京学芸大学書道教育研究会、二〇一八年十二月）によった。中国において、国务院や教育部等が制訂する行政法規には「条例」「規定」「規則」等があり、「意見」「決定」「通知」等もこれらに準ずる法的拘束力を持つものとされている。

<sup>vii</sup> 『諸外国の教育動向二〇一二年度版』（文部科学省編、明石書店、二〇一三年十一月二八日）に詳しい。

<sup>viii</sup> 教育部基礎教育改革専門委員会のメンバーである雷実名誉教授（華中師範大学）への華中師範大学での二〇一六年八月三日の筆者によるインタビュー調査による。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 5件 / うち国際共著 3件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 草津祐介、加藤泰弘	4. 巻 34
2. 論文標題 日中比較による中華人民共和国小学校の 検定教科書『書法練習指導』に関する研究	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 書写書道教育研究	6. 最初と最後の頁 1-10
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 平田光彦、草津祐介	4. 巻 34
2. 論文標題 ラウンドテーブル「文字文化」 書写書道教育における「文字文化」を考える	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 書写書道教育研究	6. 最初と最後の頁 64-66
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 草津祐介	4. 巻 261
2. 論文標題 日中韓書教育のゆくえ 書文化をもつ三つの国の教育をとりまく現状、未来は……	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 墨	6. 最初と最後の頁 180-187
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河合洋輔、小林拓也、草津祐介、杉山勇人	4. 巻 6
2. 論文標題 芸術科書道における書体・書風先行型創作の実践研究	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 東アジア書教育論叢	6. 最初と最後の頁 110-123
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白謙慎、草津祐介（訳）	4. 巻 6
2. 論文標題 芸術として東アジアの書を教える	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 東アジア書教育論叢	6. 最初と最後の頁 2-10
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 鄧宝剣、草津祐介（訳）	4. 巻 6
2. 論文標題 中華民国文献に見る児童・生徒の「習字」教育	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 東アジア書教育論叢	6. 最初と最後の頁 11-21
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 黄鴻瓊、草津祐介（訳）	4. 巻 6
2. 論文標題 中国の小中学校における書法教育の意義 現状、課題と対策	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 東アジア書教育論叢	6. 最初と最後の頁 22-25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 草津祐介	4. 巻 19
2. 論文標題 中華人民共和国建国期の小学校における写字教育 『小学語文課程暫行標準（草案）』『小学語文教学大綱（草案）』を中心に	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 中国近現代文化研究	6. 最初と最後の頁 86-103
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 草津祐介	4. 巻 5
2. 論文標題 中華人民共和国『關於加強中、小学学生写字教学的通知』（一九六三年一月二三日制訂）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 東アジア書教育論叢	6. 最初と最後の頁 73-77
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 程俊英、草津祐介	4. 巻 1498
2. 論文標題 現代日本の中国書法研究	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 中国社会科学報	6. 最初と最後の頁 7
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 草津祐介	4. 巻 33
2. 論文標題 1950年代半ば～60年代の中華人民共和国小学校における写字教育 『小学語文教学大綱（草案）』 『全日制小学語文教学大綱（草案）』を中心にして	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 書写書道教育研究	6. 最初と最後の頁 1-10
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 草津祐介	4. 巻 19
2. 論文標題 中華人民共和国建国期の小学校における写字教育 『小学語文課程暫行標準（草案）』 『小学語文教学大綱（草案）』を中心にして	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 中国近現代文化研究	6. 最初と最後の頁 86-103
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 草津祐介、加藤泰弘
2. 発表標題 日中比較による中華人民共和国小学校の検定教科書『書法練習指導』に関する研究
3. 学会等名 全国大学書写書道教育学会第34回（鳥取）大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 平田光彦、草津祐介
2. 発表標題 公開ラウンドテーブル 今の書写書道教育研究に求められているもの 新学習指導要領の今後の展開とこれからの時代を見据えて テーブル3「文字文化」
3. 学会等名 第34回全国大学書写書道教育学会第34回（鳥取）大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 草津祐介
2. 発表標題 中華人民共和国の小学校における教科書『書法練習指導』（北師大版）について
3. 学会等名 書教育国際会議 日中韓三国の書教育と教科書
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 草津祐介
2. 発表標題 一九五〇、六〇年代の中華人民共和国小学校における写字教育 『小学語文教学大綱（草案）』『全日制小学語文教学大綱（草案）』を中心にして
3. 学会等名 全国大学書写書道教育学会第33回（滋賀）大会
4. 発表年 2018年



1. 発表者名 草津祐介
2. 発表標題 中華人民共和国建国期の文字教育
3. 学会等名 「第三回中国近現代文化研究会大会」2017年9月2日、大阪市立美術館
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 加藤泰弘、倪文東、張永善、荒井一浩、金香美、草津祐介	4. 発行年 2019年
2. 出版社 東京学芸大学書道教育研究会	5. 総ページ数 213
3. 書名 日中韓三国の書教育と教科書	

1. 著者名 全国大学書写書道教育学会（押木秀樹、樋口咲子、松本仁志、加藤泰弘、青山浩之、小林比出代、齋木久美、杉崎哲子、豊口和土、廣瀬裕之、草津祐介、他）	4. 発行年 2020年
2. 出版社 萱原書房	5. 総ページ数 112
3. 書名 国語科書写の理論と実践	

1. 著者名 加藤泰弘、草津祐介、金敬順	4. 発行年 2020年
2. 出版社 東京学芸大学加藤泰弘研究室	5. 総ページ数 216
3. 書名 日中韓における書教育に関わる教員養成モデルの構築 現状の比較と分析を通して	

〔産業財産権〕

〔その他〕

成果報告書を印刷、発行している。

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------